

## 犯罪被害者等支援施策の強化に向けた提言

令和5年7月26日  
全国知事会

## 【ポイント】

今般、国の犯罪被害者等施策推進会議において、地方における途切れない支援の提供体制の強化など、犯罪被害者等施策の一層の推進について検討されることを決定されたところであるが、誰もが安全安心に暮らすことができる社会の実現に向け提言するポイントは次のとおり。

- 犯罪被害者等に対する経済的支援や生活支援等について、地域による不均衡が生じないように、国として必要な支援内容を整理し、制度を拡充するとともに、地方自治体の犯罪被害者等支援施策や総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化に対して十分な財政的支援を講じること。
- 国による犯罪被害者等支援施策を更に充実強化するとともに、犯罪被害者等支援を行う民間支援団体の活動に対して財政的な支援を講じること。
- 国による犯罪被害者等への国民の理解を増進させる広報啓発活動の更なる取組と、地方自治体の実施する広報啓発活動への財政支援を行うこと。

平成16年に「犯罪被害者等基本法」が成立してから20年の節目を迎えようとしている。誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての国民の願いである。

しかしながら、依然として、様々な犯罪が後を絶たず、多くの人が思いもよらず突如として犯罪等に巻き込まれ、犯罪被害者等となり、困難と苦しみに直面している。犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけではなく、その後の心身の不調や経済的負担、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられている。また、犯罪被害者等の中には、被害の潜在化等により十分な支援を受けられず、自分だけで問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人もいる。

これまで、国において、四次にわたり「犯罪被害者等基本計画」が策定され、国、地方自治体及び関係機関等の連携・協力の下、犯罪被害者等への支援施策が進められるとともに、支援の充実・強化が図られてきた。地方自治体においても、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が全ての地方自治体に設置され、ほぼ全ての都道府県で犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定が進むなど、支援体制が着実に整備されてきたところである。さらに、見舞金支給や転居費用助成等の経済的支援及び家事援助・介護支援者派遣等の生活支援、訴訟に係る経費補助等の損害賠償請求についての支援、支援人材の配置等の窓口機能強化、被害者遺族講演会開催等の広報啓発をはじめ、地方自治体独自の取組が広がりつつある。

一方で、犯罪被害者等の抱える様々な問題に対して、中長期的な支援の充実を求める声は多く、また、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな充実した支

援が求められている。社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、地方自治体として、国との適切な役割分担を踏まえ、それぞれの地域の状況に応じた施策の展開を図る所存である。

今般、国の犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害給付制度の抜本的強化、地方における途切れない支援の提供体制の強化など、犯罪被害者等施策の一層の推進について検討していくことが決定されたところであるが、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向け、政府に対し以下のとおり提言する。

## **1 地方自治体が行う経済的支援及び生活支援等に係る施策の充実強化と財政支援**

### **(1) 経済的支援及び生活支援等に係る施策の充実強化**

令和5年度は、見舞金制度などの地方自治体独自の経済的支援事業を、全国で約6割の都道府県が実施する予定である。また、弁護士相談費用の助成や心理カウンセリング費用の助成、家事や介護をサポートする生活支援など、犯罪被害者等の個々の事情を踏まえた支援を行っている地方自治体もある。

こうした経済的支援事業の更なる拡大や、支援制度の周知・利活用の進展により、財政需要が高まることが予想される。現在、これらの事業は地方自治体の一般財源により実施している状況にあるが、地方自治体が行う犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度等の経済的支援、カウンセリングに係る公費負担の拡充等の精神的負担軽減のための支援、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に係る取組について、財政的な理由で停滞することなく、全国で等しく必要な支援が切れ目なく受けられるよう、国として必要な支援内容を整理し、制度を拡充の上、各地方公共団体がその実情に応じて講じる支援も含め、十分な財政的支援を講じること。

### **(2) 総合的対応窓口の充実強化**

全国の全ての地方自治体において、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が設置されているが、これらの窓口において、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むために必要な支援を途切れなく講じるためには、地方自治体間あるいは関係機関等との連携・協力関係の強化や、専門人材の採用や活用などによる相談窓口機能の高度化を進める必要がある。そこで、全国どこの地方自治体であっても必要な支援が講じられるよう、保健福祉分野等の専門人材の確保・育成をはじめ、総合的対応窓口の充実強化に必要な地方自治体の取組に対して、国において財政的な支援を十分に講じること。

## **2 国における犯罪被害者等支援施策の更なる充実強化**

### **(1) 犯罪被害者等の権利を保障する支援施策の充実強化**

犯罪被害者等に必要とされる支援は多種多様であり、一人ひとりに寄り添った

きめ細かな対応が求められるとともに社会経済環境の変化にも柔軟に対応し、不断に制度を充実させていく必要がある。このため、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聞くなどして、犯罪被害者等の権利が保障される真の支援に向けた施策の継続的な検討・推進を図ること。特に、犯罪被害給付制度による迅速かつ十分な給付が受けられるよう制度の見直しを行うとともに、犯罪被害者等の誰もが事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう公費による犯罪被害者支援弁護士制度を速やかに創設すること。また、犯罪被害者等の負担を減らし、実効性のある損害の回復が図られるよう、消滅時効期間の伸長を認めるとともに、国による賠償金の一時的な立替払制度や、その後の国による加害者への立替払金の求償措置等の支援施策を検討すること。さらに、犯罪被害者等が悩みを抱えたときに速やかに相談できるよう、誰もが番号を想起しやすい短い番号で、かつ無料で相談できる全国一律のダイヤルを創設すること

## **(2) 犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への財政的支援の強化**

犯罪被害者等支援を行う民間支援団体は、相談対応のほか、病院や裁判所への付き添い等、犯罪被害者等の多様なニーズに応え、被害後早期から中長期にわたって無償で支援を行っており、犯罪被害者等支援において欠くことのできない存在である。しかし、財政基盤の脆弱性から、団体によっては、人材の確保や後進の育成が困難な状況にあるため、支援を将来にわたり、安定的に行えるよう、民間支援団体に対して、国において財政的な支援を講じること。

## **3 国における広報啓発活動の拡充と自治体への財政支援**

犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、地域社会における犯罪被害者等の置かれた状況や困難に対する配慮や、犯罪被害者等の尊重、社会全体での支援に対する国民の理解・協力を欠かすことはできない。このため、国と地方が連携して更なる広報啓発活動を実施するとともに、地方自治体の実施する犯罪被害者等の講演や犯罪被害者週間をはじめとする広報啓発活動に対して、財政的な支援を講じること。